

01082

# 鳥取縣公報

昭和十六年八月二十二日  
第一千二百六十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

## 縣令

### ◇鳥取縣令第四十一號

用材配給統制規則第八條ノ規定ニ依ル用材ノ需給調整ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年八月二十二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタル用材ヲ縣外ニ移出セントスル者ハ様式第一號ニ依リ知事ノ承認ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ

該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 國又ハ縣ノ所有ニ屬スル用材ヲ移出スルトキ

二 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ニ於テ移出スルトキ

三 社團法人鳥取縣木材業組合聯合會又ハ西日本產業株式會社ニ於テ國ヨリ割當ヲ受ケタル軍需又ハ生産擴充用材ヲ移出スル

トキ

四 一回ニ付三石未滿ノ用材ヲ移出スルトキ

五 其ノ他知事ニ於テ必要ト認メタルトキ

第二條 前條ノ規定ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル用材ヲ移出シタルトキハ毎月様式第二號ニ依ル報告書ヲ翌月五日迄ニ知事ニ提出ス



01085

年 月 日 住 氏 名

知 事 宛

注 意

様式第一號注意一、三ヲ準用ス

告 示

◇鳥取縣告示第六百八十六號

瓦斯用木炭統制規則第九條ノ規定ニ依ル瓦斯用木炭指定取扱業者左ノ通指定セラレタリ

昭和十六年八月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

指定年月日 昭和十六年七月三十一日

指定取扱業者 聯合農業倉庫業者タル保證鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

◇鳥取縣告示第六百八十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第三百二十九號鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年八月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第二條中左ノ項ヲ追加ス

名 稱	位 置	管 轄 區 域
向上一所出張所	西伯郡 村	庄、村、大山村、所子村、高麗村

01086

◇鳥取縣告示第六百八十八號

鳥取縣統制肥料共同配給要項左ノ通定ム

昭和十六年八月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣統制肥料共同配給要項

第一 統制肥料(以下肥料ト稱ス)ノ配給ハ其ノ圓滑適正ト消費ノ調整ヲ期スル爲本要項ニ依リ一元配給ヲ爲スモノトス

第二 肥料ノ共同配給ヲ行フ爲縣ニ肥料配給協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ市町村ニ肥料共同配給所(以下配給所ト稱ス)ヲ設置スルモノトス

第三 協議會ハ縣、縣農會、縣產業組合聯合會及縣肥料商業組合關係者若干名ヲ以テ組織シ市町村ニ對スル肥料ノ共同配給計畫及出荷指圖ニ付協議スルモノトス

第四 配給所ハ單位產業組合及關係肥料商業組合員ヲ以テ組織シ當該市町村農會ノ指圖ニ基キ部落農業實行團體ニ肥料ノ共同配給ヲナスモノトス

配給所ハ一市町村一ヶ所トシ、事務所ハ協議會ニ於テ市町村ノ實情ニ即シ決定スルモノトス但シ市町村ノ交通及地理的狀

況其ノ他ノ事由ニ依リ一箇所ノ配給所ノミニテハ配給ノ圓滑ヲ期シ難キ場合ニ於テハ出張所ヲ設置スルコトヲ得ルモノトス

第五 出張所ノ位置並擔當責任者ハ縣ノ承認ヲ要スルモノトス 產業組合聯合會並肥料商業組合、縣ノ配給系統別取扱數量ノ通知並市町村別肥料配給數量ノ指示ヲ受ケタルトキハ兩團體協議ノ上協議會ノ審議ヲ經テ市町村別配給計畫ノ協定ヲ爲スモノトス

第六 兩配給團體限月別ノ肥料出荷指圖ヲ爲サントストキハ協議會ノ配給計畫ニ基キ系統別ニ中樞機關ニ出荷指圖ヲナシ現品ハ配給所ニ直送スルモノトス

第七 市町村ニ於ケル肥料代金ハ配給所ニ於テ之ヲ回收シ別ニ定ムル配給所ノ事務費ヲ差引タル殘額ヲ縣產業組合聯合會ニ納入スルモノトス

01087

公告

縣產業組合聯合會配給所ヨリ代金ヲ回收シタルトキハ兩團體ノ割當比率ニヨリ配分スルモノトス  
 中樞配給機關ヘノ代金支拂ハ兩團體各別トス  
 第八 共同配給ニ於テ肥料ノ保管ノ要ヲ生ジタル場合ハ所屬ノ產業組合、肥料商業組合員ノ既設備ヲ利用スルモノトス  
 第九 協議會ニ於ケル事務費並業務上必要ナル一切ノ經費ハ肥料ノ配分比率ヲ基準トシ產業組合聯合會及肥料商業組合ニ於テ負擔スルモノトス

第十 着隣後配給品ノ遭難亂袋目切其他ノ不可抗力ニ依ル損失並公定價格變更等ニ依リ配給後ノモノニ損失ヲ生ジタルトキハ當該肥料ニ對スル縣ノ兩團體ノ割當比率ニヨリ分擔ス  
 第十一 配給所ノ業務ニ從事スル職員ノ採用ニ付テハ肥料商業組合員ヨリ失業者ヲ生セシムルコトナキ様考慮シ特ニ肥料專業者ヲ優先的ニ採用スルコト  
 附 則  
 本要項ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地造成開墾事業施行準備ノ爲左記ノ通土地ニ立入測量検査ノ件許可シタルニ依リ土地收用法第九條第二項ニ依リ公告ス  
 昭和十六年八月二十二日  
 鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一起業者 鳥取縣
- 一 事業ノ種類 溜池用悪水路新設
- 一 立入ルベキ土地ノ區域 西伯郡大山村、庄内村、名和村

01088

彙報

八月—十二月分 配給肥料五八五八噸 (農務課)

◆今回の配給肥料  
 昭和十六年八月より十二月に至る統制肥料の本縣割當數量は無機質窒素肥料三千七十噸(硫酸換算)、無機質磷酸肥料二千七百四十噸(過磷酸石灰換算)、加里量四十八噸であつて、前年同期と比較すれば次の如くである。

種別	割當量	前年同期	比較
硫酸アンモニア	三、〇七〇噸 (五五、八六三貫)	一、四七七噸 (二六、四三三貫)	二一・二%
石灰窒素	七、七〇〇噸 (一〇五、三六三貫)	六、六六六噸 (九三、三三三貫)	一一・三%
高度化成肥料	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	一、五〇〇噸 (二一、〇〇〇貫)	〇・〇%
特殊化成肥料	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	〇・〇%

種別	割當數量	前年同期	比較
計	一〇、〇七〇噸 (一四〇、〇〇〇貫)	一〇、〇七〇噸 (一四〇、〇〇〇貫)	一一・〇・一
2、無機質磷酸肥料	二、七〇〇噸 (三六、〇〇〇貫)	二、七〇〇噸 (三六、〇〇〇貫)	一一・〇・一
過磷酸石灰	二、〇〇〇噸 (二六、〇〇〇貫)	一、九三三噸 (二五、五三三貫)	一一・〇・〇%
トーマス燐肥	七〇〇噸 (九、三三三貫)	七六六噸 (一〇、一六六貫)	二六・三〇
燐酸アルミナ	五〇噸 (六、六六六貫)	—	—
高度化成肥料	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	〇・〇%
特殊化成肥料	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	一、〇〇〇噸 (一四、〇〇〇貫)	〇・〇%
計	二、七〇〇噸 (三六、〇〇〇貫)	二、七〇〇噸 (三六、〇〇〇貫)	一一・七
3、加里量	四十八噸 (一、九六六貫)	四十八噸 (一、九六六貫)	二六・〇%

01089

◇單肥・配合原料の區分

右のうち配合肥料原料は硫酸アンモニニア二八・一%、過磷酸石灰四四・五%、加里塩全量であつて、その他は全部單肥として配給されるのであるが、右の配合肥料として配給される分は五萬噸であつて、その名稱別内容量を記すと次の通りである。

△臨時配合肥料 六號 (二四、〇〇〇噸)

一噸中の原料全量

硫酸アンモニニア	三貫四百四十匁
過磷酸石灰	六貫三十匁
塩化加里	五百三十匁

△臨時配合肥料 十一號 丙丁 (二六、〇〇〇噸)

一噸中の原料全量

硫酸アンモニニア	二貫七百匁
過磷酸石灰	四貫三百二十匁
鱈搾粕	二貫九百八十匁

◇市町村別割當方針

本縣に割當てられた右統制肥料の市町村別割當については、今回の分は主要食糧作物たる麥に主眼點を置き、その他計畫増産農作物の増産をも考慮し、作付面積(増産計畫面積を含む)、從來の肥料消費の地方的慣行等の實情と照應してその標準により割當

てたものである。

1、窒素肥料

硫酸、石灰窒素、化性肥料及び臨時配合肥料の無機質肥料については窒素として硫酸に換算し、次の標準による數量を配給する

作物名	地區別	反當標準施肥量	配給割合
麥類	第一地區 (平坦部廣播地)	五貫 匁	八五%
	第二地區 (平坦部)	四、〇〇〇	同
	第三地區 (山間部)	三、〇〇〇	同
桑	第一地區 (砂質地帯其他)	三、四〇〇	六五
	第二地區	二、八〇〇	同
二十世紀梨及果樹	縣下一圓	八、〇〇〇	同
	園藝及食用作物	三、〇〇〇	同
茶種	同	五、〇〇〇	同
	ラミ	一〇、〇〇〇	同
2、磷酸肥料			

01090

過、酸石灰、トーマス燐肥、燐酸アルミナ、度化成肥料、特殊化性肥料、臨時配合肥料の無機質燐酸肥料については燐酸として過磷酸石灰に換算割當し、次の標準に依る數量を配給する。

作物名 地區別 反當標準施肥量 配給割合

麥類	第一地區	第二地區	第三地區	同	同	同
第一地區	四、〇〇〇	同	同	同	同	同
第二地區	三、五〇〇	同	同	同	同	同
第三地區	三、〇〇〇	同	同	同	同	同
桑	縣下一圓	一、五〇〇	同	同	同	同
二十世紀及果樹	同	一五、〇〇〇	同	同	同	同
園藝及食用作物	同	二、〇〇〇	同	同	同	同
茶種	同	三、〇〇〇	同	同	同	同
綠肥及食用作物	同	二、〇〇〇	同	同	同	同

3、加里塩 加里塩については、麥作にその全數量を割當配給する。

4、有機質肥料 有機質肥料は窒素に通算して配給し、割當方法は從來の消費慣行並に無機全窒素量に按分配給する。

◇結び

以の如く本年の統制肥料配給量は前年度に比、あるものは増配されてあるものもあるけれども相當減少されてあるものも多く時局下の肥料事情としてまことにやむを得ぬ次第である。従つて市町村割當に於ては主要食糧たる麥の肥料に於ては窒素及び燐酸分は漸く標準施肥量の八十五パーセントを配給し得たのであるが其他のものについてはその六十五パーセント配給に止まつてゐる。特に加里肥料は極めて少量であるから實際施肥に當つては綠肥・堆厩肥の増産、草木灰の蒐集等により、極力不足肥料分の補給に努めてその増産に邁進されるやう切望する次第である。

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、年齢 不詳 男子
- 二人相、着衣 身長五尺五寸位 顔形ナシ
- 國防色毛織ノズボンヲ着シ蛇腹編革製ノバンドヲ締ム靴ハ十一文餘ノ總裏革黒短靴ホツクドモノモノヲ履ク
- 三 取扱ノ經過 昭和十六年五月三十一日那賀郡國府村大字久代川尻東方約一五〇米地點ノ海岸ニ於テ午前八時通行人發見届出ニ依リ檢視ノ上大字久代舟庭墓地ニ假埋葬ス
- 四 取扱者 鳥根縣那賀郡國府村長 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

01091

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、不詳 推定五、六歳位
- 一 男女別 男兒
- 一 人相 丈八六種位肉肥丸顔頭髮三分位其他並左腕種痘痕四ツアリ
- 一 着衣 灰色木綿古ネル寢衣襟ノモノ(背部中央ニ紐ヲ取リツケ前ニテ結ブモノ)ヲ着ス
- 一 死亡ノ區別 溺死
- 一 死亡ノ日時 昭和十六年六月二十九日頃 (推定)
- 一 取扱者 三重縣志摩郡波切町長

- 線路、上野驛起點四九八キロ五六〇米突ニ於テ斃死シアルニツキ花卷町ニ於テ假埋葬ス
- 一 取扱者 神貫郡花卷町長
- 心當リノ向ハ直接該町村長宛照會相成度

右ハ七月一日志摩郡片田村沖合約入籽ノ海上漂流中發見身元不詳ニ付波切町字須賀共同墓地ニ假埋葬ニ付ス  
心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名不詳、年齢三十歳位ノ男子
- 一 人相 身長五尺二寸位 体格中肉、色白面長頭髮長目口鼻普通眉鬚薄
- 一 着衣 人絹白ワイシャツ白富士絹ズボン絹天鼻緒樺皮張ノ下駄ヲ穿ツ
- 一 携帶品 三本人五本人煙草金鶏二ケ、マツチ一ケ

- 一 所持品 ナシ
- 一 特徴 ナシ
- 一 死亡年月死亡別 昭和十六年七月二十五日午前五時半斃死
- 一 同場所 市内西川原旭川鐵橋東詰
- 一 其他參考事項 ナシ
- 一 取扱者 岡山市長
- 心當リノ向ハ直接該市市長宛照會相成度

昭和十六年八月廿二日印刷  
昭和十六年八月廿二日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所